

## 手話言語条例評価部会 意見具申（案）

- 大阪府では、「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」（以下「手話言語条例」という。）に基づき、関係団体との連携のもと、乳幼児期からの言語としての手話獲得・習得支援や全ての府立聴覚支援学校の教員向け手話習得支援などの先進的な施策を展開している。
- 併せて、令和4年2月に策定された国の「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を踏まえ、令和2年6月に運営開始された府立福祉情報コミュニケーションセンターを難聴児支援の中核機能拠点として、療育機関等とも連携し早期支援を推進しているところ。
- 今後も、これまで行ってきた下記の実施を継続して支援を行っていく必要がある。
  - ・新生児スクリーニング検査後のワンストップ相談体制の確保するため、府立福祉情報コミュニケーションセンター内に相談支援ネットワーク相談窓口を設置。
  - ・相談体制に係る関係機関との連携体制確保するため、相談支援ネットワークを形成し、療育機関と連携して支援を実施。
  - ・療育機関だけでなく、手話言語獲得支援機関や聴覚支援学校へのつなぎを実施。
  - ・府内市町村の保健師等を対象に説明会を実施することで、様々な連携強化を実施。
- また、令和7年6月には「手話に関する施策の推進に関する法律」が成立、施行され、手話を必要とする者及び手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得及び使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行なわれるために、必要な環境の整備が図れるよう、一層推進していく必要がある。
- こうした状況を踏まえ、府民に対し手話が言語であることの認識を広める普及啓発の取組の実施及び、福祉・保健・医療・教育及び障がい当事者等関係機関とさらに強く連携し、早期からの難聴児に対する支援をより一層推進していくことについて、次期障がい者計画に位置付ける必要がある。